

佐賀県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月6日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第74号

佐賀県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

佐賀県スポーツ振興審議会条例（昭和37年佐賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県スポーツ振興審議会条例 (設置)</p> <p>第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。） 第31条の規定に基づき、同条に規定する合議制の機関として、<u>佐賀県スポーツ振興審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの<u>振興</u>に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事又は教育委員会に建議する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの<u>振興</u>に関する事項について調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から知事が<u>教育委員会</u>の意見を聴いて任命する。</p>	<p>佐賀県スポーツ推進審議会条例 (設置)</p> <p>第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。） 第31条の規定に基づき、同条に規定する合議制の機関として、<u>佐賀県スポーツ推進審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条の規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの<u>推進</u>に関する次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの<u>推進</u>に関する事項について調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員その他の知事が適當と認める者の中から知事が任命する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。